

あなたの**危険な運転**が **死亡事故**につながるかもしれません!

ヘッドホン・イヤホンで音楽を聴きながらの運転

周りの音が聞こえないため、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。



携帯電話・スマホを使いながらの運転

視野が極端に狭くなり、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。



傘をさしながらの運転

片手運転のため、ハンドル操作を誤ったり、ブレーキの効きが悪くなり停止するまでの距離が延びる。



標識を無視した運転

「止まれ」などの標識を無視し走行すると、歩行者や車両に気づかず事故に遭う危険性が高まる。

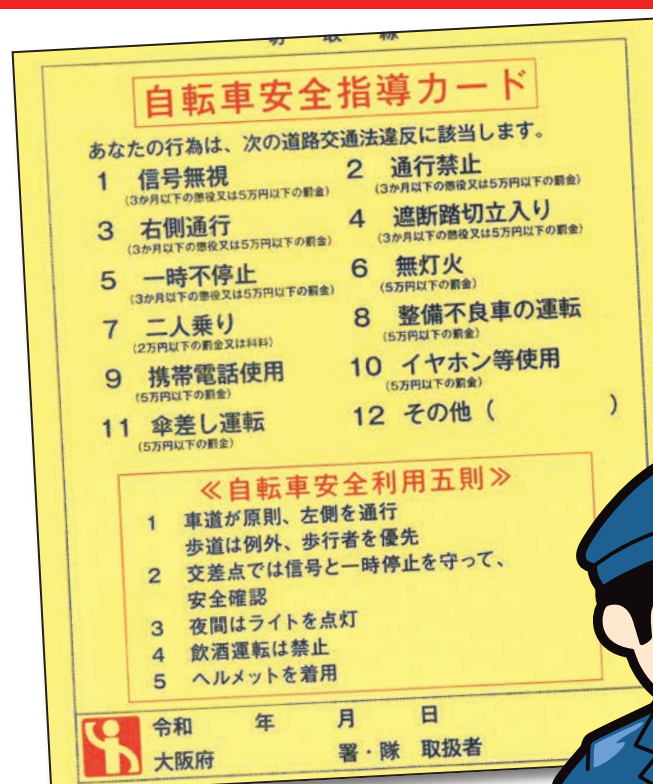


危険

箕面市内の交通事故全体のうち
約4割が自転車事故

箕面市自転車安全利用条例を施行しています

自転車事故を絶対に起こさないよう、危険な運転には厳しく対応します!



▲自転車安全指導カード

**危険な運転をしている自転車利用者には
指導・警告をします**

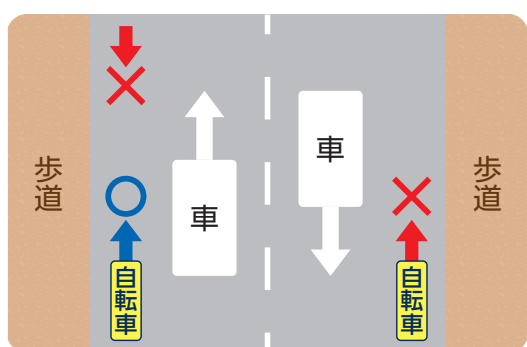
警察が、信号無視や携帯電話を使いながらの運転など、危険な運転をしている自転車利用者を発見した場合には、指導・警告を行い、自転車安全指導カードを発行します。



自転車は、走行できる場所が決められています!

「車道の左側」を走行してください!

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられているため、**原則として歩道を走行できません。**
歩道と車道の区別があるところでは、車道の左側(車と同じ進行方向)を走行してください。



ゆっくり

ただし、次の場合は自転車も歩道を走行できます

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道 →
- 「13歳未満のかた」及び「70歳以上のかた」が自転車を運転するとき

歩道を走行する際は、車道寄りを安全な速度で走り、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、自転車から降りてください。



自転車通行帯がある場合はそこを走行してください!

法令改正により

令和5年4月から

令和8年4月1日から

全年齢でヘルメットの着用が努力義務化され、

16歳以上は自転車の交通反則通行制度が導入されます

青色切符

自転車の**危険な運転**に**厳しく対処**します